

新旧対照表〔2022年11月1日実施〕

※「いいだのでんき」、「BIGLOBE でんき」、「UQ でんき」、「じぶんでんき」のでんきサービスをご契約のお客さまは、各でんきサービスの料金表をご確認ください。

※「いいだのでんき」、「BIGLOBE でんき」、「UQ でんき」、「じぶんでんき」以外のでんきサービスをご契約のお客さまは、「でんき契約約款（北海道電力・auEL）料金表」をご確認ください。

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL） 料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p>	<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p>
<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、55,800 円といたします。</p> <p style="text-align: center;">燃料費調整単価 = (55,800 円 - 37,200 円) × $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$</p> <p>(略)</p>	<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>附 則（実施期日）</p>	<p>附 則（実施期日）</p>

この料金表は、2022年8月1日から実施いたします。

この料金表は、2022年11月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL） 料金表（BIGLOBEでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p>	<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p>
<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合 平均燃料価格は、55,800 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = $(55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$</p> <p>(略)</p>	<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2022 年 8 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL） 料金表（UQでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>13 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p>	<p>13 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p>
<p>14 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、55,800 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(略)</p>	<p>14 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2022 年 8 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL） 料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p>	<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p>
<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、55,800 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(略)</p>	<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2022 年 8 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（北海道電力・auEL） 料金表

改定前（旧）	改定後（新）
<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p>	<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p>
<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合</p> <p>平均燃料価格は、55,800 円といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(略)</p>	<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2022 年 8 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>